

栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱の制定について（例規通達）

（平成26年4月1日）

（栃生環第1号）

サイバー空間における様々な脅威に迅速かつ的確に対処するには、情報通信技術に係る高度な知識が求められることから、専門的な知識を有する部外の研究者、技術者等による支援を受けることを目的として、別添のとおり「栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱」を定め、平成26年4月1日から運用することとしたので、効果的な活用に努められたい。

別添

栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱

第1 目的

この要綱は、栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用に関し、必要な事項を定め、その効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 委嘱

- 1 委嘱対象者は、栃木県内に居住または勤務し、人格識見に優れ、社会的信望を有する者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 情報セキュリティ等に関する研究に従事し、十分な学識経験を有すること。
 - (2) プロバイダーその他のインターネットに関連する事業所等において業務指導に従事するなど、情報セキュリティに関して、高度な知識及び技能を有すること。
- 2 アドバイザーの委嘱期間は、2年間とする。ただし再委嘱を妨げない。
- 3 生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）は、前記1の要件を満たす者を認めた場合は、栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー推薦書（別記様式第1号）により、生活安全部長に推薦するものとする。
- 4 生活安全部長は、サイバー犯罪対策課長が推薦した委嘱候補者が適任者であると認めるときは、委嘱状（別記様式第2号）を交付してアドバイザーに委嘱するものとする。

第3 任務

アドバイザーの任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) サイバー犯罪の捜査に係る技術支援に関すること。
- (2) サイバー犯罪の調査及び研究に係る指導及び助言に関すること。
- (3) サイバー犯罪の被害を防止するための広報啓発活動に係る助言と指導に関すること。
- (4) 警察職員のサイバー犯罪捜査実務能力の向上を図るための教養に関すること。

第4 配意事項

サイバー犯罪対策課長は、アドバイザーの運用に関して、次に掲げる事項に配意するも

のとする。

- (1) アドバイザーが任務に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないことを遵守させること。
- (2) アドバイザーが本来の職務を有している事情を考慮し、過度の負担を強いることのないようにすること。

第5 解嘱

- 1 生活安全部長は、アドバイザーから辞任の申出があったとき又はアドバイザーが次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、アドバイザーを解嘱することができるものとする。
 - (1) 第2の1に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 第4(1)に規定する遵守事項に違反したとき。
 - (3) 心身の故障のため任務の遂行に支障が生じ、又はこれに堪えないと認められるとき。
 - (4) アドバイザーとしてふさわしくない非行があったとき。
- 2 サイバー犯罪対策課長は、アドバイザーに関する解嘱事由を認めたときは、栃木県警察サイバー犯罪対策アドバイザー解嘱事由報告書（別記様式第3号）により、速やかに生活安全部長に報告するものとする。

第6 事務

アドバイザーに関する事務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において処理する。